

滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例の一部を改正する条例
案要綱

1 改正の理由

市町立学校の標準学級数の増減等に伴い、令和 3 年度における県費負担教職員の定数を改定するため、滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例（昭和 32 年滋賀県条例第 16 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 市町立学校の県費負担教職員の定数を次表のとおり増減することとします。（第 2 条関係）

区 分		令和 2 年度	令和 3 年度	増減
程を含む。 育学校の前期課	小学校（義務教			
	校長および教員	4,838人	4,868人	30人
	養護教員	236人	236人	0人
	栄養教諭および学校栄養職員	56人	53人	△3人
	事務職員	262人	260人	△2人
	計	5,392人	5,417人	25人
程を含む。 育学校の後期課	中学校（義務教			
	校長および教員	2,741人	2,773人	32人
	養護教員	106人	106人	0人
	栄養教諭および学校栄養職員	15人	17人	2人
	事務職員	122人	125人	3人
	計	2,984人	3,021人	37人
計	校長および教員	7,579人	7,641人	62人
	養護教員	342人	342人	0人
	栄養教諭および学校栄養職員	71人	70人	△1人
	事務職員	384人	385人	1人
	合計	8,376人	8,438人	62人

(2) この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行することとします。

滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例新旧対照表

旧			新		
第1条 省略			第1条 省略		
第2条 前条の県費負担教職員の定数は、次のとおりとする。			第2条 前条の県費負担教職員の定数は、次のとおりとする。		
区分	小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)	中学校(義務教育学校の後期課程を含む。)	区分	小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)	中学校(義務教育学校の後期課程を含む。)
校長および教員	4,838人	2,741人	校長および教員	4,868人	2,773人
養護教員	236人	106人	養護教員	236人	106人
栄養教諭および学校栄養職員	56人	15人	栄養教諭および学校栄養職員	53人	17人
事務職員	262人	122人	事務職員	260人	125人
計	5,392人	2,984人	計	5,417人	3,021人
合計	8,376人		合計	8,438人	
2. 省略			2. 省略		